

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第114号、丁交指発第123号
令和5年9月29日
警察庁生活安全局保安課長
警察庁交通局交通指導課長

危険物運搬車両に対する指導取締りにおける留意事項について(通達)

危険物運搬車両に係る事件・事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすこととなるため、事件・事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図ることが重要であるところ、これらの目的を達成するために指導取締りを行うに当たっては、下記の点について留意されたい。

記

1 危険物運搬車両の対象範囲

消防危険物、高圧ガス、毒物及び劇物、火薬類並びに病原体等を運搬中の車両

2 留意事項

(1) 実効ある指導取締り方法の検討

管内における危険物運搬車両による事件・事故の発生及び違反認知状況、危険物を取り扱う事業所、主な危険物運搬車両の運搬経路等をあらかじめ把握し、最も実効ある指導取締りの方法について検討すること。

(2) 関係機関との連携

関係機関との間で平素から緊密な連携を図り、それぞれが保有する情報を相互に共有するなど、関係機関の行う行政上の措置と併せて警察活動がより効果を発揮できるよう配慮すること。

また、指導取締りの円滑な運用と実効を期するため、必要に応じ合同での指導取締りを実施すること。

(3) 受傷事故防止

指導取締りに従事する警察職員の受傷事故を防止するため、取締りを実施する時間及び場所を適切に選定するほか、十分な体制を構築し、適切な配置を行うとともに装備資機材を効果的に活用するなど、具体的な受傷事故防止対策を講ずること。

また、当該職員に対し、受傷事故防止に関する指導教養を徹底すること。